7.1 aの規定に関する注釈　競技者の負担を軽減するため、5.4の規定に従って既に報告された治療目的使用に係る除外措置の決定を自動的に承認することが強く奨励される。国際競技連盟又は主要な競技会開催者がそのような決定の全てを自動的に承認するという意思を有しない場合においても、例えば、ドーピング防止機関（治療目的使用に係る除外措置に関するその決定が当該国際競技連盟又は主要な競技会開催者により自動的に承認されるもの）の一覧表又は当該国際競技連盟又は主要な競技会開催者が治療目的使用に係る除外措置を自動的に承認する禁止される物質の一覧表の公表により、できる限り多数のそのような決定を自動的に承認すべきである。公表は、3に規定する方法と同一の方法によるべきである（すなわち、通知は、国際競技連盟のウェブサイトに掲載され、並びに世界ドーピング防止機構及び国内のドーピング防止機関に送付されるべきである。）。

b　自動的な承認が行われない場合には、競技者は、ドーピング防止運用管理システム又は国際競技連盟若しくは関係する主要な競技会開催機関により別段の指定に基づく方法により、当該国際競技連盟又は主要な競技会開催機関に対し、治療目的使用に係る除外措置の承認の要請を行う。当該要請には、当該治療目的使用に係る除外措置及びその申請書の原本の写し並びに6.1及び6.2の規定を参照して裏付けとなる資料を添付すべきである（当該治療目的使用に係る除外措置を許与したドーピング防止機関が、ドーピング防止運用管理システム又は世界ドーピング防止機構が承認したその他のシステムにより、4の規定に従い、当該治療目的使用に係る除外措置及び裏付けとなる資料を既に入手することができるようにしている場合を除く。）。

7.2 治療目的使用に係る除外措置の承認についての不備のある申請は、不備を補正し、再提出するために競技者に差し戻される。また、治療目的使用に係る除外措置委員会は、当該治療目的使用に係る除外措置の承認についての競技者の要請を検討するため、当該競技者又は当該競技者の医師から追加的な情報、検査若しくは画像検査又は必要と認める場合にはその他の情報を要求することができる。また、当該委員会は、適当と認める場合には、他の医療の専門家又は科学の専門家の支援を求めることができる。

7.3 競技者による治療目的使用の除外措置の承認の要請及び治療目的使用に係る除外措置委員会の要求により当該要請を補足するために生ずる費用は、当該競技者が責任を負う。

7.4 治療目的使用に係る除外措置委員会は、できる限り速やかに、通常（すなわち、例外的な事情によらない限り）、承認に係る不備のない要請の受領の後二十一日以内に、治療目的使用の除外措置を承認するか否かについて決定する。当該要請が競技会前の合理的な期間内に行われた場合には、当該委員会は、当該競技会の開始前に決定を行うため最善の努力を払わなければならない。

7.5 治療目的使用に係る除外措置委員会の決定については、書面により競技者に通知し、かつ、ドーピング防止運用管理システム又は世界ドーピング防止機構が承認する他のシステムにより、世界ドーピング防止機構その他のドーピング防止機関が入手することができるようにする。治療目的使用に係る除外措置を承認しない決定には、その理由についての説明を含めなければならない。

8.0 治療目的使用に係る除外措置の決定についての世界ドーピング防止機構による再審査

8.1 規範4.4.6の規定は、世界ドーピング防止機構が、それぞれの治療目的使用に係る除外措置の決定の4.1に規定する条件の遵守について判断するため、特定の場合には国際競技連盟による治療目的使用に係る除外措置の決定を再審査しなければならないこと、及びその他の治療目的使用に係る除外措置の決定を再審査することができることを定める。世界ドーピング防止機構は、これらの再審査を行うため、5.2に規定する要件を満たす世界ドーピング防止機構の治療目的使用に係る除外措置委員会を設置する。

8.2 再審査の要請は、書面により世界ドーピング防止機構に提出されなければならず、並びに当該要請には、世界ドーピング防止機構が定めた申請手数料の支払を伴い、及び6.2に規定する全ての情報（治療目的使用に係る除外措置の承認の拒否に係る再審査の場合には、当該治療目的使用に係る除外措置の申請書の原本に関して競技者が提出した全ての情報）の写しを添付しなければならない。再審査の対象となる決定を行った当事者及び競技者（当該競技者が再審査を要請していない場合に限る。）に対し、その要請の写しが提供されなければならない。

8.3 世界ドーピング防止機構が再審査を行う義務を負わない治療目的使用に係る除外措置の決定についての再審査の要請の場合には、世界ドーピング防止機構は、要請の受領の後できる限り速やかに、世界ドーピング防止機構の治療目的使用に係る除外措置委員会に当該決定を付託するか否かについて、競技者に通知する。世界ドーピング防止機構が治療目的使用に係る除外措置の決定を付託しないことを決定するときは、申請手数料を競技者に還付する。治療目的使用に係る除外措置の決定を世界ドーピング防止機構の治療目的使用に係る除外措置委員会に付託しないとの世界ドーピング防止機構による決定は、最終的なものとし、不服申立てを行うことができない。ただし、規範4.4.7の規定に従い、治療目的使用に係る除外措置の決定は、引き続き不服申立ての対象とすることができる。

8.4 世界ドーピング防止機構は、国際競技連盟による治療目的使用に係る除外措置の決定であって、世界ドーピング防止機構が再審査を行う義務を負うものについての再審査の要請の場合には、(a)明確化（例えば、当該決定において理由が明示されていないとき。）のため又は(b)国際競技連盟による再検討（例えば、医療的な検査又は4.1に規定する条件を満たすことを証明するために要求されるその他の情報の欠如のみを理由として治療目的使用に係る除外措置が拒否されたとき。）のため、当該決定を国際競技連盟に再付託することができる。

8.5 再審査の要請が世界ドーピング防止機構の治療目的使用に係る除外措置委員会に付託される場合には、同委員会は、ドーピング防止機関若しくは競技者に対し、6.5に規定する更なる検査を含む追加的な情報を求めることができ、又は適当と認める場合には、他の医療の専門家若しくは科学の専門家の支援を得ることができる。

8.6 世界ドーピング防止機構の治療目的使用に係る除外措置委員会は、4.1に規定する条件を遵守しない治療目的使用に係る除外措置の許与を取り消す。取り消された治療目的使用に係る除外措置が不遡及的な治療目的使用に係る除外措置（遡及的な治療目的使用に係る除外措置ではないもの）である場合には、その取消しは、世界ドーピング防止機構により特定された日に効力を生ずる（この日は、世界ドーピング防止機構による競技者への通知の日よりも早い日であってはならない。）。当該取消しは、遡及して適用してはならないものとし、当該通知に先立つ競技者の成績は、失効しない。ただし、取り消された治療目的使用に係る除外措置が遡及的な治療目的使用に係る除外措置である場合には、その取消しも、遡及的なものとする。

8.7 世界ドーピング防止機構の治療目的使用に係る除外措置委員会は、4.1に規定する条件を満たす場合には、治療目的使用に係る除外措置の承認の拒否を取り消す（すなわち、同委員会が治療目的使用に係る除外措置を許与する。）。

8.8 世界ドーピング防止機構の治療目的使用に係る除外措置委員会が規範4.4.3の規定に従い同委員会に付託された国際競技連盟の決定の再審査（すなわち、義務的な再審査）を行う場合には、同委員会は、当該再審査を「失う」いずれかのドーピング防止機関（すなわち、その見解を同委員会が支持しないドーピング防止機関）に対し、(a)該当する場合には、世界ドーピング防止機構に決定を付託した当事者に対して申請手数料を償還すること又は(b)当該再審査に関し、世界ドーピング防止機構が要する費用であって、申請手数料により賄われないものを支払うことを要求することができる。